

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月25日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月10日 午前 9時00分から 令和 7年 9月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 9月19日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年10月 9日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年 9月24日 午前 9時00分から 令和 7年 9月24日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月25日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	1,333,000 1,066,400	一括	270,000	50,140	0
1	130,000				
2	889,000				
3	314,000				
					</



物 件 目 録

- 1 所 在 東広島市志和町冠字上延末
 地 番 1 5 3 6 番 3
 地 目 宅地
 地 積 5 1 . 8 6 平方メートル

- 2 所 在 東広島市志和町冠字上延末
 地 番 1 5 3 7 番 1
 地 目 雑種地
 地 積 3 5 4 平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地

- 3 所 在 東広島市志和町冠字上延末
 地 番 1 5 3 7 番 2
 地 目 雑種地
 地 積 1 2 5 平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地



物 件 明 細 書

令和 7 年 7 月 22 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 早 志 英 二

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1 ～ 3】

範 囲 未登記目的外建物（2 棟）の敷地部分

占有者は不明である。占有者の占有権原は買受人に対抗できない。

売却対象外未登記建物 2 棟（①種類：物置、構造：木造スレート葺平家建、
床面積：約 20 平方メートル、②種類：物置、構造：木造スレート葺平家建、
床面積：約 10 平方メートル）が本件各土地上の一部に存在する。

範 囲 上記を除くその余の部分

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 東広島市志和町冠字上延末
 地 番 1 5 3 6 番 3
 地 目 宅地
 地 積 5 1 . 8 6 平方メートル

- 2 所 在 東広島市志和町冠字上延末
 地 番 1 5 3 7 番 1
 地 目 雑種地
 地 積 3 5 4 平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地

- 3 所 在 東広島市志和町冠字上延末
 地 番 1 5 3 7 番 2
 地 目 雑種地
 地 積 1 2 5 平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地



令和 7 年(ケ)第 72 号
令和 7 年 6 月 11 日受理
令和 7 年 6 月 **27** 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所

執 行 官 林 隆 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|------------------|
| 1 | 所 在 | 東広島市志和町冠字上延末 |
| | 地 番 | 1 5 3 6 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 1 . 8 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東広島市志和町冠字上延末 |
| | 地 番 | 1 5 3 7 番 1 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 3 5 4 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 東広島市志和町冠字上延末 |
| | 地 番 | 1 5 3 7 番 2 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 1 2 5 平方メートル |



(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり				
住 居 表 示	広島県東広島市志和町冠 1 5 3 7 番 1 付 近				
土 地	物件 1 ～ 3				
現 況 地 目	☒ 宅地（物件 1 ～ 3） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐				
形 状	☒ 公図（法第 1 4 条第 1 項地図）のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者 ☒ 上記の者が本土地上に下記目的外建物を所有し、占有している ☒ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐				
そ の 他 の 事 項	物件 1 及び 3 土地は西側が東広島市道（冠北 2 8 号線）に、物件 2 及び 3 土地は南側が里道にそれぞれ接面している。				
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 支部 令和 年 月 日				
建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈複数〉)

目的外建物の概況 (物件1～3関係)

1	所 在	東広島市志和町冠字上延末1536番3、1537番1、1537番2
	家 屋 番 号	■ない（未登記） □
	種 類	□居宅 □店舗 □共同住宅 □工場 □倉庫 ■物置
	構 造	木造スレート葺平家建
	床面積（概略）	約20平方メートル
	所 有 者	□土地所有者 □その他の者（ ） ■不明
	建 築 時 期	□ 年 月 日ころ ■不明
	建 築 者	□現所有者 □その他の者（ ） ■不明
そ の 他 の 事 項		
2	所 在	東広島市志和町冠字上延末1536番3、1537番2
	家 屋 番 号	■ない（未登記） □
	種 類	□居宅 □店舗 □共同住宅 □工場 □倉庫 ■物置
	構 造	木造スレート葺平家建
	床面積（概略）	約10平方メートル
	所 有 者	□土地所有者 □その他の者（ ） ■不明
	建 築 時 期	□ 年 月 日ころ ■不明
	建 築 者	□現所有者 □その他の者（ ） ■不明
そ の 他 の 事 項		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣地居住者	本件土地で所有者と思しき人物が家具等の荷物を物置に運び入れているのを見たことはありますが、最近は見えていません。重油等は運び入れていないと思います。

執行官の意見
1 本件土地の状況は、別添公図（法第14条第1項地図）、土地建物位置関係図及び添付写真のとおりである。本件土地にはカーポートが設置されていること（写真4）、各土地の地面の状況から、本件土地は所有者が駐車場として使用し占有しているものと認めた。また、本件各土地上に建つ目的外建物は未登記であり、かつ課税されていないこと、本件各土地所有者に対し占有関係等に関する照会書を送付したものの何らの回答もなかったことから、当該各目的外建物の所有者は「不明」とせざるを得ず、同不明者が当該各目的外建物を所有し、本件各土地を占有しているものとした。 2 物件2及び3土地の公簿上の地目は「雑種地」であるが、現況は「宅地」であるものと認めた。 3 物件3土地の西側部分は東広島市道（冠北28号線）の一部に供されているものと推測される（写真2）。 4 別紙の各写真に示した境界線は正確な位置を示すものではなく、現地調査の結果から推測される境界を示したものにすぎない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

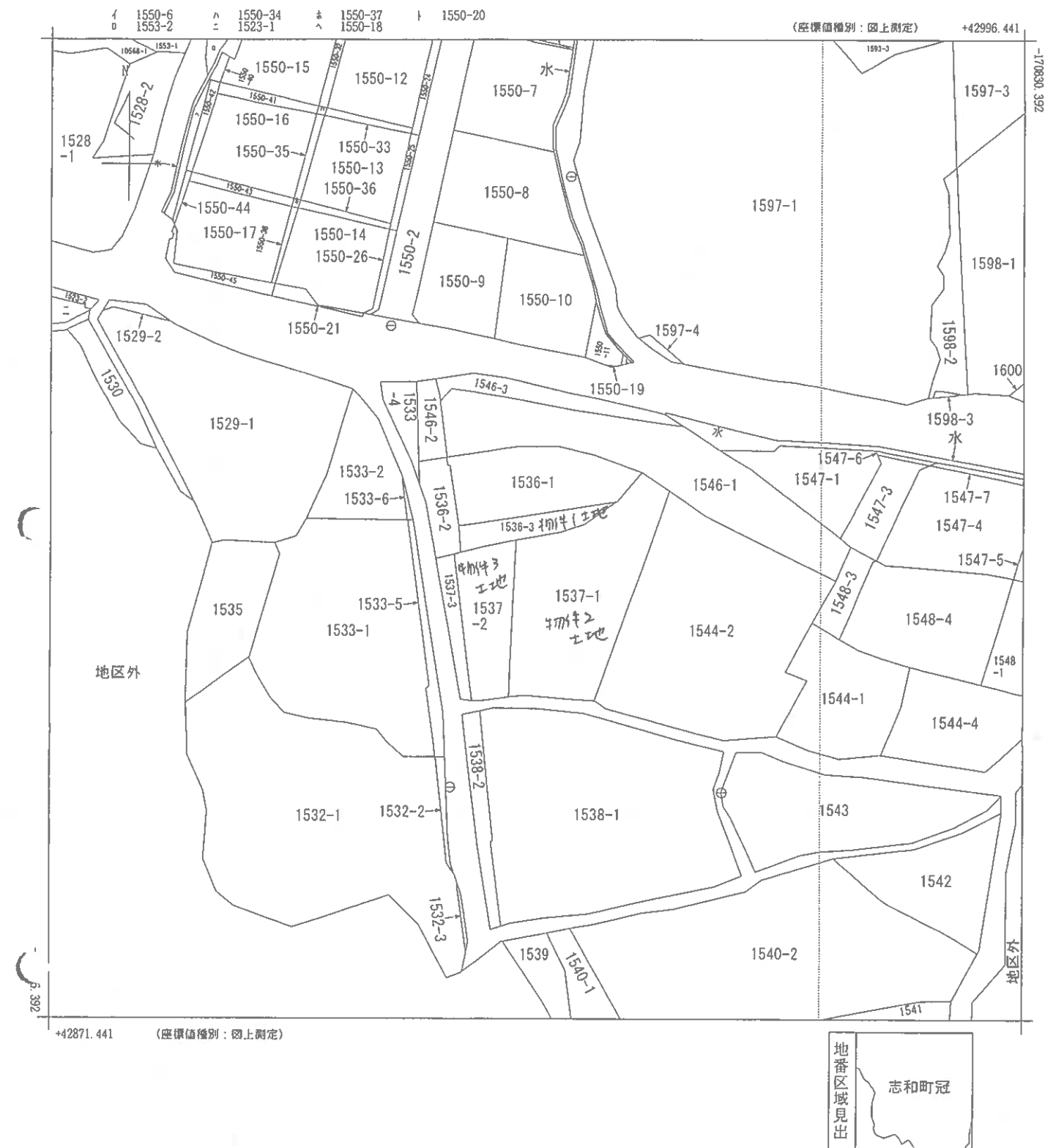
調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年6月12日（木） 11：15－11：35	物件所在地	現地確認、写真撮影
令和7年6月12日（木） 12：15－12：30	広島法務局東広島支局	公図、地積測量図、登記事項要約書等交付申請
令和7年6月12日（木） 13：00－13：10	東広島市役所	建物課税等調査（課税なし）
令和7年6月13日（金） 15：00－	当庁	所有者に占有関係等に関する照会書送付
令和7年6月20日（金） 15：40－16：00	物件所在地	近隣地居住者と面談 写真撮影、占有関係等調査（評価人同行）

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部	所在	東広島市志和町冠字上延末				地番	1536番3			
出力縮	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月12日
広島法務局東広島支局
登記官

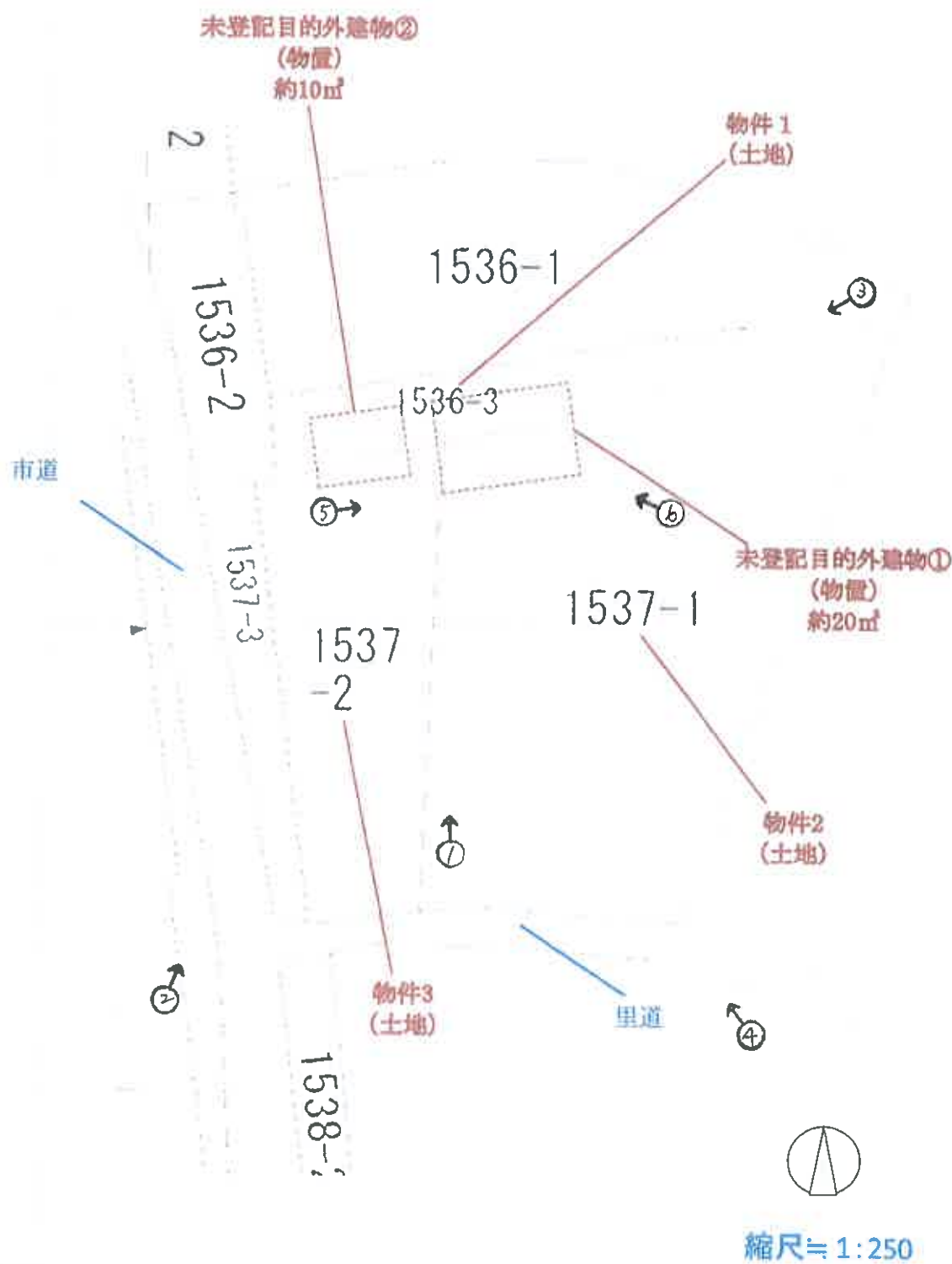
請求番号：20-1
(1/1)

縮小(A3→A4)

公用

(6 枚目)

土地建物位置関係図



※ この土地建物位置関係図は、公図等を基に作成したものにならず、
正確な形状や境界を保証するものではない。

写真1



写真2



東広島市道（冠北28号線）

物件3土地

写真3



写真4



カーポート

写真5



写真6



令和 7 年 (ケ) 第 72 号
令和 7 年 6 月 20 日現地調査
令和 7 年 6 月 27 日評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

田原 俊一郎

印

第1 評価額

一括 価 格	
金 1,333,000円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 130,000円
物件 2 (土地)	金 889,000円
物件 3 (土地)	金 314,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、3の内訳価格は未登記目的外建物①、②のための土地利用権等価格を控除した価格である。物件2の内訳価格は未登記目的外建物①のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	東広島市志和町冠字上延末 1 5 3 6 番 3 宅地 51.86㎡	同左
2	所 地 地 地 在 番 目 積	東広島市志和町冠字上延末 1 5 3 7 番 1 雑種地 354㎡	宅地
3	所 地 地 地 在 番 目 積	東広島市志和町冠字上延末 1 5 3 7 番 2 雑種地 125㎡	宅地
番号	特 記 事 項		
	・ 物件 1、2、3 の土地上に未登記目的外建物① (物置) が存する。 ・ 物件 1、3 の土地上に未登記目的外建物② (物置) が存する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

位 置 ・ 交 通	J R 山陽本線「八本松」駅の北西方・直線距離約 5. 2 km (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、農地を中心に、農家住宅等も介在する地域となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化調整区域 - 70% 400% - 宅地造成等工事規制区域	
画 地 条 件	規模 530. 86 m ²	間口 約 23 m 奥行 約 29 m 形状 やや不整形 接面状況 角地(効用増なし) その他 地勢はやや勾配あり	
接面道路の状況	西側 約 4. 2 m 舗装 市道 高低差 画地が約0～1. 6m高い ※東広島市役所都市交通部建築指導課にて、建築基準法上の道路(法42条1項1号)である旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。 南側 約 1 m 未舗装 里道 高低差 ほぼ等高 ※東広島市役所都市交通部建築指導課にて、建築基準法上の道路ではない旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。		
土地の利用状況等	現状は下記のとおり。 各建物に係る敷地占有部分は「第5 評価額算出の過程」で査定した。 物件1、2、3の土地上に未登記目的外建物①(物置)が存する。 物件1、3の土地上に未登記目的外建物②(物置)が存する。 隣地は農地等。		

供給処理施設	上水道 接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 なし ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス 接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水 接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特記事項	・物件1、2、3の土地上の未登記目的外建物①は以下のとおり。 種類：物置 構造：木造スレート葺平家建 床面積：約20㎡ 所有者は不明。 建築時期は不詳。 建物は、相当に老朽化、陳腐化している。 市街化調整区域内に存し、違法建築物である可能性あり。 アスベストの使用可能性あり。 ・物件1、3の土地上の未登記目的外建物②は以下のとおり。 種類：物置 構造：木造スレート葺平家建 床面積：約10㎡ 所有者は不明。 建築時期は不詳。 建物は、相当に老朽化、陳腐化している。 市街化調整区域内に存し、違法建築物である可能性あり。 アスベストの使用可能性あり。 ・土地の西側の一部が公衆用道路に供されている可能性あり。 ・敷地の一部に雑草が繁茂している。 ・敷地内に工作物（カーポート）あり。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1～3）

各地上建物（未登記目的外建物①、②）における物件1～3の土地内での建築面積比、配置及び利用状況、街路との接面状況等により、下記の通りそれぞれの建物に係る地積を認定した上で、目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	地上建物	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	未登記目的外建物①	12,000	0.83	29.00	0.80	1	231,000
	未登記目的外建物②	12,000	0.83	22.86	0.80	1	182,000
2	未登記目的外建物①	12,000	0.83	354	0.80	1	2,821,000
3	未登記目的外建物①	12,000	0.83	4	0.80	1	32,000
	未登記目的外建物②	12,000	0.83	121	0.80	1	964,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員4.2m舗装市道に略等高接面する地積約500㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価調査価格（東広島（県）-15）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
14,500	$\frac{99}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{120}$	12,000

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

形状	0.95
高低差あり	0.95
一部が公衆用 道路の可能性 あり	0.97
一部に雑草が 繁茂	0.95
相乗積	0.83

ウ 地 積： 登記数量による。(但し、数量の内訳は概測による。)

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地について土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	地上 建物	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	未登記 目的の外 建物①	231,000	0.10	場所的利益	23,000
	未登記 目的の外 建物②	182,000	0.10	場所的利益	18,000
2	未登記 目的の外 建物①	2,821,000	0.10	場所的利益	282,000
3	未登記 目的の外 建物①	32,000	0.10	場所的利益	3,000
	未登記 目的の外 建物②	964,000	0.10	場所的利益	96,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を 10 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号		基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア+イ) × ウ × エ × オ
1	未登記 目的外 建物①	231,000	- 23,000		0.50	0.70	73,000
	未登記 目的外 建物②	182,000	- 18,000		0.50	0.70	57,000
						物件 1 の小計	130,000
2	未登記 目的外 建物①	2,821,000	- 282,000		0.50	0.70	889,000
3	未登記 目的外 建物①	32,000	- 3,000		0.50	0.70	10,000
	未登記 目的外 建物②	964,000	- 96,000		0.50	0.70	304,000
						物件 3 の小計	314,000
一括価格 (合計)							1,333,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 底地のみが目的物件であること等により、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。▲20%

未登記目的外建物①、②が違法建築物である可能性あり。▲10%

未登記目的外建物①、②について、アスベストの使用可能性あり。
▲10%

地域における不動産需要が極めて低調であることを考慮。▲10%

オ 競売市場修正 : 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（東広島（県）-15）

所 在 : 東広島市志和町冠字延末1384番1外
価 格 : 14,500円/㎡
位 置 : J R山陽本線「八本松」駅 北西方 道路距離 約 6.7kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 879㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 南側5m市道
用途指定等 : 市街化調整区域（建蔽率 70%、容積率 400%）
地域の概要 : 小規模な工場や農家住宅がみられる住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	499,826 円	（1㎡当たり 9,638 円）、	課税地積	51.86 ㎡
物件2	3,411,852 円	（1㎡当たり 9,638 円）、	課税地積	354.00 ㎡
物件3	1,204,750 円	（1㎡当たり 9,638 円）、	課税地積	125.00 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（東広島市「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 受命物件の位置図（東広島市「白図」縮尺 1/50,000）
- 3 公図写し（法務局備付）
- 4 地積測量図写し（法務局備付）

以 上

受命物件の位置図（東広島市「白図」）

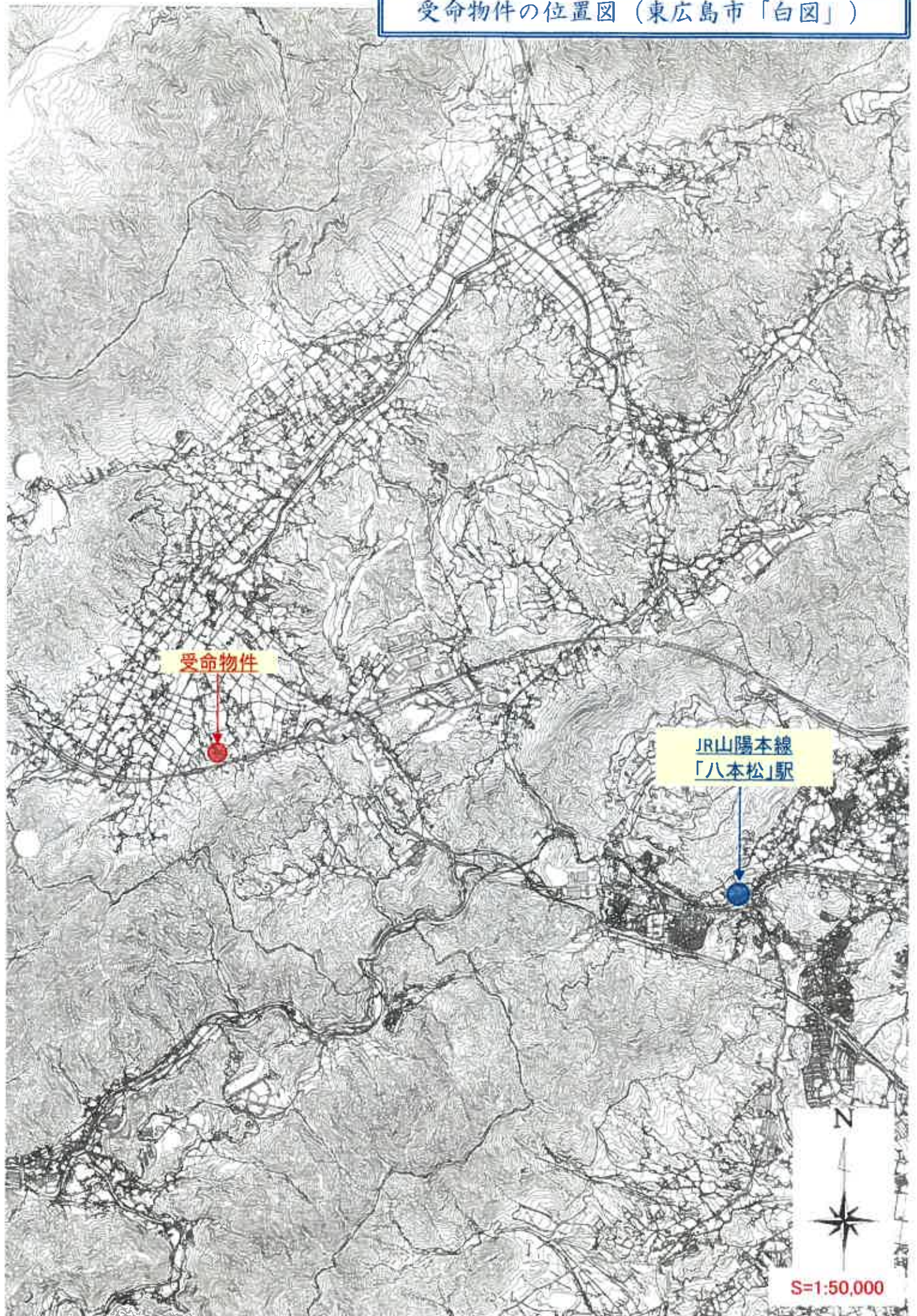
地価調査基準地
東広島(県)-15

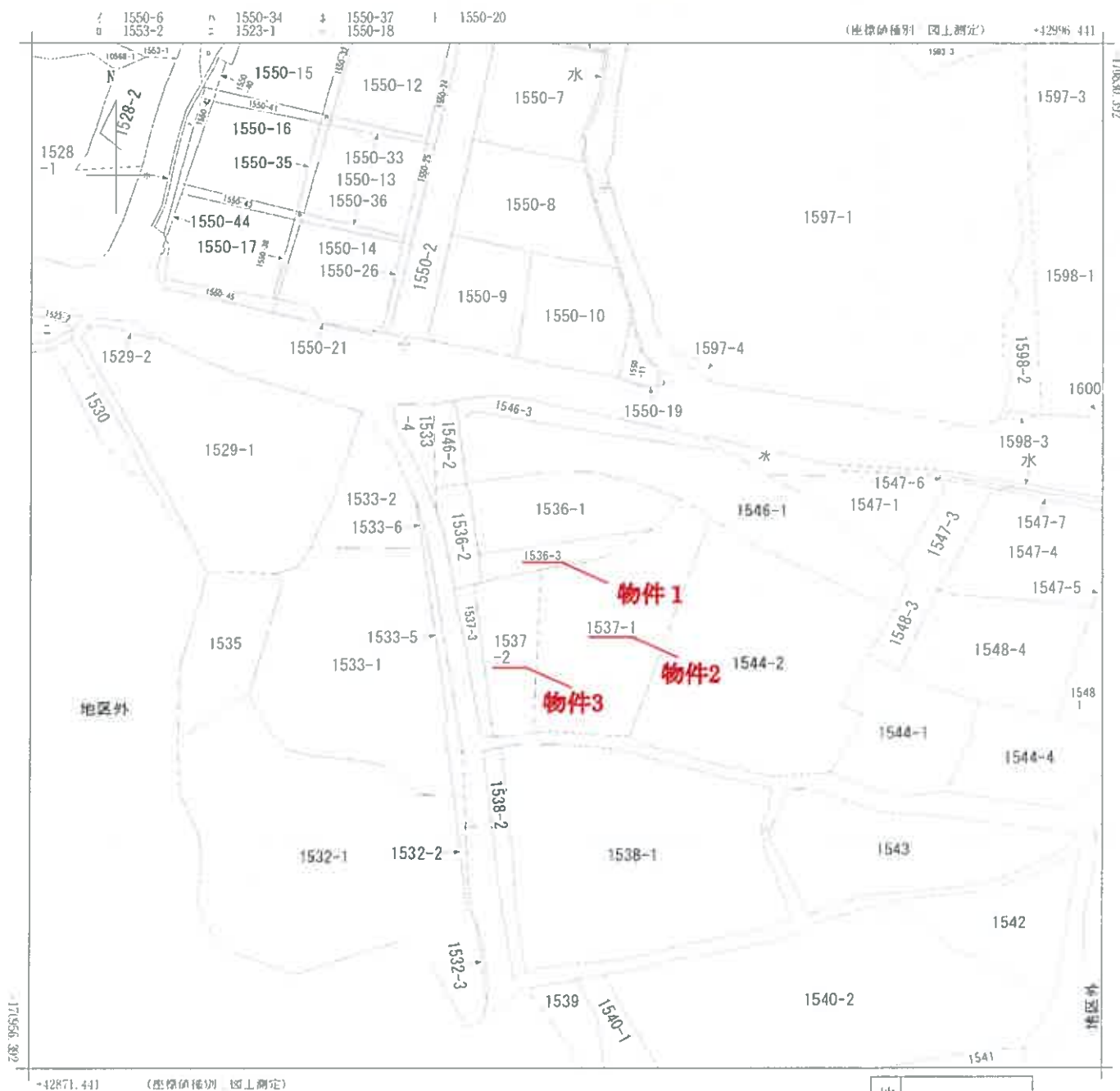
受命物件



S=1:10,000

受命物件の位置図（東広島市「白図」）





地番区域見出
志和町冠

請 求 部 分	所 在					東広島市志和町冠字上延末		地 番	1536番3		
出 力 縮 尺	1/500		精 度 区 分	乙一	座標系 番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作 成 年 月 日						備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

新1537-2 修・新

1166012

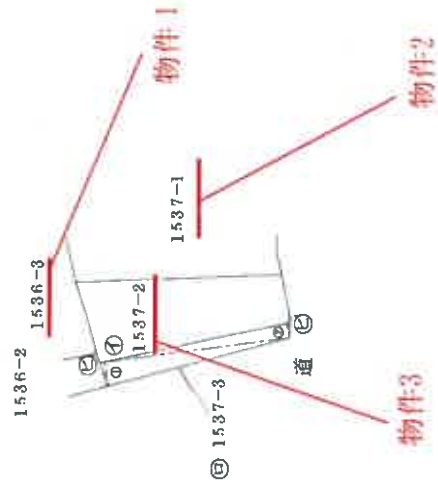
土地積測量図

地番 1537-3

土地の所在 東広島市志和町大字冠字上延末

三斜求積表

⑤ 1537-3				
NO.	底辺	高さ	積算	面積
1	18.70	2.30		43.0100
2	18.90	1.35		25.6150
		倍面積		68.6250
		倍面積		34.26250
		倍面積		34
⑥ 1537-2				
公積	160	積算		34.26250
		積算		125.73750
		積算		125



地図番号 G'13-4

境界線種類 ⑤ 石垣 ⑥ プラスチック板 ⑦ コンクリート板 ⑧ 金属板 ⑨ 金属板 ⑩ 瓦葺

製作者

申請人

広島県土地家屋調査士会

A4サイズに縮小